

提出前にご確認ください！

療養補償証明書 5つのチェックリスト

下船後三月の療養補償とは？

乗船中に初めて発生した職務外の傷病については、療養補償証明書をご提出いただくことで下船日(療養を受けることができるようになった日)から3か月目の属する月の月末まで、保険診療分の自己負担なしで医療機関等を受診することができます。

※乗船前にすでに発症していた等の理由により「下船後三月の療養補償」と対象と認められなかった場合は、後日、被保険者様に医療機関等の窓口でお支払いいただくはずであった一部負担金相当額(職務上の傷病または75歳以上の場合は医療費の全額)を船員保険部へ返還いただくことになりますのでご注意ください。

船員保険療養補償証明書(下船後の療養補償)									
本人	記号・番号	2 1 4 1 0 1 0 0 0 2 3 4 5 6				(扶養)	0 0	職務の種類	甲板員
	氏名	船員 太郎				生年月日	昭和 55 年 1 月 1 日	船中	平成 55 年 1 月 1 日
	被保険者資格取得年月日	昭和 14 年 4 月 1 日				雇入年月日	昭和 14 年 4 月 1 日	平成 14 年 4 月 1 日	令和 14 年 4 月 1 日
乗組船舶	船舶名	第一船保丸				総トン数	499		
傷病・事故発生の日時及び場所	日時	令和 7 年 2 月 2 日 午前 8 時 30 分頃							
	場所	第一船保丸 船内							
傷病	1 疾病	部位 右腕を打撲し、腫れている							
	2 負傷	部位 右腕を打撲し、腫れている							
船員第二法第九款	下船の場所及び年	下船港 東京港							
	下船年月日	令和 7 年 2 月 3 日				下船後三月満了年月日	令和 7 年 5 月 31 日		
負傷の場合は記入してください。	負傷(ケガ)した時間等について、該当する口をチェックしてください。 ☒ 休憩中 ☐ 休憩中 ☐ その他(具体的に)								
	負傷(ケガ)した時の状況を具体的に記入ください。(例:船内浴室で入浴中に転んで足を挫いた。)								
	{ 休憩中、船内自室にて転んで、右腕を打撲した }								
	相手の有無等について、該当する口をチェックしてください。 相手 ☒ 無 ☐ 有 → { ☐ あなたは被害者 ☐ あなたは加害者 }								
※相手がいる負傷の場合は、別途「第三者行為による傷病」の届出が必要です。									
上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 7 年 2 月 10 日 船 船 所 有 者 住所又は所在地 氏名又は名称 ●●県△△市1丁目2-3 株式会社 ◆◆船舶									

①乗船中に初めて症状があらわれた傷病ですか？

乗船前から医療機関で治療していた傷病や自宅などの船舶外で発生した傷病は対象外です。

②具体的に書かれていますか？

記入が無い場合や、記入された内容以外の診療を受ける場合は、一部負担金の支払いが必要です。

③正しい日付となっていますか？

下船年月日

船舶内で病気やケガが発生してから最初に療養を受けることができる状態になった日を指します。
※虫歯や歯周病の治療の場合は、上段に直前の乗船年月日もご記入ください。ただし、1年以上操業・航海している遠洋マグロ漁船等に継続して乗船し、その間に発生したものの以外は療養補償の対象外です。

下船後三月満了年月日

「下船年月日」から3か月目の日の属する月の末日をご記入ください。

※下船後三月満了年月日経過後は、一部負担金の支払いが必要です。

④負傷(ケガ)の場合、記入されていますか？

お仕事が原因の傷病の場合、療養補償証明書は使用できません。管轄の労働基準監督署へご相談ください。

⑤空欄はありませんか？

医療機関等へ提出した場合は、船員保険部とお勤め先にも必ずご提出をお願いいたします。



全国健康保険協会

船員保険

〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14 階

TEL 03-6862-3060

営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分(土日・祝日、年末年始は除く)

メルマガ
「うみがめ〜」
会員募集中



PICK UP 情報
船員保険部からの旬な
お知らせをいつでも
確認できます！

